

獣医療法第4条に定める診療施設の構造設備基準

(獣医療法第4条、獣医療法施行規則第2条、第6条)

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 飼育動物の逸走を防止するために必要な設備を設けること | <ul style="list-style-type: none"> ・ケージ、杭・保定枠等のけい留施設 ・動物が自力で開閉出来ない構造を有した診療施設の扉・窓 等 |
| 2 | 伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を収容する設備には、他の飼育動物への感染を防止するために必要な設備を設けること | <ul style="list-style-type: none"> ・隔離して収容する設備 等 ・檻・ケージの間に間仕切り板を設置したもの 等 |
| 3 | 消毒設備を設けること | <ul style="list-style-type: none"> ・煮沸消毒器、オートクレーブ 等 ・手指消毒設備、滅菌手洗器 等 ・伝染性疾病にかかっている疑いのある飼育動物を診察した診察台、収容する設備等を消毒する噴霧器、散霧器 等 |
| 4 | 調剤を行う施設にあつては、次のとおりとすること (1)採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと (2)冷蔵貯蔵のための設備を設けること (3)調剤に必要な器具を備えること | <p>窓、照明、換気扇等を有すること</p> <p>冷蔵庫等の冷蔵貯蔵が出来る設備</p> <p>調剤台、はかり、薬匙等</p> |
| 5 | 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること | 内壁（床面から概ね1.2mの高さ）及び床がコンクリート、モルタル、タイル等の耐水性材料 |
| 6 | (1)エックス線診療室の構造設備基準 ①人が常時立ち入る場所における実効線量が1週間につき1mSv以下になるようにしゃへい物を設けること ②エックス線診療室である旨を示す標識を付すること (3)エックス線診療室以外の診療用放射線装置等の使用室に関する構造設備の基準は、獣医療法施行規則第6条の2から第6条の11までに定めるところによること | 遮へい物は、コンクリート、鉛入合板、鉛入カーテン、鉛入衝立 等 |